#### 告 示

# 埼玉県告示第九百八号

定による意見の概要につ の とおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一 い ζ 同条第三項の規定により公告し、 及び当該意見を次 項及び第二項 の規

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 一意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) テックランド東所沢店

埼玉県所沢市下安松九百六十番一外

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(一) 店舗の施設の配置に関する事項 (二の一)

### 第一 要旨

四メートル以上」とし、 東側 の境界線の住宅二戸と新建築物(荷さばき施設を含む。 その生じた空地は、 生活環境の保持のため緑地とす )との間隔の幅は、

#### 第二 理由

- 活環境の保持を著しく阻害するので、 当間隔の幅は、「約二・六~三・五メー 特に配慮すべき事項である。 トル」で著しく狭隘である ため、 生
- 活環境の保持に対する配慮が欠けていることが明らかである。 ţ 各住宅と当新建築物との間隔の幅におい きない。 ちなみに、 ハ~ーーメー 西側住宅十戸の東側住宅二戸と当西側新建築物との ル (緑地)」ある。 ζ 著し こ のことは、 い格差又は偏り 東側及び 絶対に容認で があ 間 西側 ıΣ́ 隔 の
- 楽観的な当間隔の計画は、 度を超える可能性があることは明らかで、 長期に見て近接住民に対し多大な精神的苦痛を被らせ、 住宅との間隔の幅が著しく狭隘な場合の新建築物の高層圧力の悪影響は、 絶対に容認できない。生活環境の破壊に繋がる。 生活環境の保持を無視した一方的 社会生活の受忍の限
- 参考(近隣住民の生活環境が保持されている現況)
- 宅二戸と 当建設地には、 てい の間 隔 の 幅は、 森田倉庫 (高さ約十メー 約四メー ル (緑地 トル)があっ  $\overline{\phantom{a}}$ 以上あり、 たが、 生活環境は、 同 倉庫と同住
- 平成二十五年十二月、 西側住宅十戸 の西側に 新設したプレ ゴ (パチンコ、

間隔 思われる。 銭湯等店舗) の幅は、 約五メー の自動車倉庫 1 ル (緑地) (高さ約一五メー 以上あり、 ۲ 生活環境は保持されてい  $\succeq$ と同西側住宅四戸との . る と

(二)店舗の施設の配置に関する事項(二の二)

### 第一 要旨

とする。 「三・五メー 南東側の境界線の住宅一戸と新建築物(自動車倉庫施設等)との間隔 トル以上」 ح ار その生じた空地は、 生活環境の保持のため緑地 の幅は、

#### 第二 理由

活環境の保持を著しく阻害する 当間隔 の幅 ΙŢ 約 <u>-</u> ので、 九メー 特に配慮すべ 1 jv で著し き事 < 項 、狭隘で で ある。 あるた め 生

たプ 的 限度を超える可能性があることは明らかで、 長期に見て、 同西側住宅の北側住宅二戸との間隔の幅は、約五メー 境は保持されていた。 同倉庫と住宅一戸との間隔の 住宅との間隔の幅が著しく狭隘な場合の新建築物の高層圧力の悪影響は ちなみに、 レゴ (パチンコ、 楽観的な当間隔の計画は、 近接住民に対し多大な精神的苦痛を被らせ、 当建設地には、 銭湯等 また、 (幅は、 店舗)の自動車倉庫(高さ約十五メートル)と 絶対に容認できない。 森田倉庫 (高さ約十メー 平成十五年頃、 約三・五メー 生活環境の保持を無視した一方 西側住宅十戸の トル(緑地)あり、 トル(緑地)以上ある。 生活環境の破壊に繋が トル) 社会生活の受忍の 北側に があっ 建設し 生活環 た が、

**弗三 参考 (近隣住民の生活環境が保持されている現況)** 

持され 当新 てい 建築 、関係の ると思われる。 生活環境 の保持に対する悪影響の も のを除き、 生活環 境 ば

## 一縦覧期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年七月二十日まで

# 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター